

1

行政法の一般原則

Check!



平24-8

難易度 普

重要度 B

行政法における信頼保護に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 地方公共団体が、将来にわたって継続すべき一定内容の施策を決定した後、社会情勢の変動等が生じたとしても、決定された施策に応じた特定の者の信頼を保護すべき特段の事情がある場合には、当該地方公共団体は、信義衡平の原則により一度なされた当該決定を変更できない。
- 2 公務員として採用された者が有罪判決を受け、その時点で失職していたはずのところ、有罪判決の事実を秘匿して相当長期にわたり勤務し給与を受けていた場合には、そのような長期にわたり事実上勤務してきたことを理由に、信義誠実の原則に基づき、新たな任用関係ないし雇用関係が形成される。
- 3 課税処分において信義則の法理の適用により当該課税処分が違法なものとして取り消されるのは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお、当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限られる。
- 4 課税庁が課税上の取扱いを変更した場合において、それを通達の発出などにより納税者に周知する措置をとらなかったとしても、そのような事情は、過少申告加算税が課されない場合の要件として国税通則法に規定されている「正当な理由があると認められる」場合についての判断において考慮の対象とならない。
- 5 従来課税の対象となっていなかった一定の物品について、課税の根拠となる法律所定の課税品目に当たるとする通達の発出により新たに課税の対象とすることは、仮に通達の内容が根拠法律の解釈として正しいものであったとしても、租税法律主義及び信義誠実の原則に照らし、違法である。

解説

- 1 **誤り** 最高裁判所の判例は、地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたって継続すべき施策を決定した場合でも、その施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることがあることは当然であって、**地方公共団体は原則として当該決定に拘束されるものではない**としています（宜野座村工場誘致事件：最判昭56.1.27）。 テキスト p.148
- 2 **誤り** 最高裁判所の判例は、公務員として採用された者が有罪判決を受け、その時点で失職していたはずのところ、有罪判決の事実を秘匿して相当長期にわたり勤務し給与を受けていた場合、**国が当該公務員の失職を主張したとしても、信義誠実の原則に反し又は権利の濫用に当たるとはいえない**としています（最判平19.12.13）。 テキスト p.148
- 3 **正しい** 最高裁判所の判例は、課税処分において信義則の法理の適用により当該課税処分が違法なものとして取り消されるのは、**租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお、当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限られる**としています（最判昭62.12.30）。 テキスト p.148、149
- 4 **誤り** 最高裁判所の判例は、課税庁が課税上の取扱いを変更した場合において、それを通達の発出などにより納税者に周知する措置をとらなかったという事情は、**過少申告加算税が課されない場合の要件として国税通則法に規定されている「正当な理由があると認められる」場合についての判断において考慮の対象となる**としています（最判平18.10.24）。 テキスト p.148
- 5 **誤り** 最高裁判所の判例は、課税処分がたまたま通達をきっかけとして行われたものであっても、**通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである場合には、当該課税処分は適法である**としています（最判昭33.3.28）。 テキスト p.132

正解 3

5

行政機関

Check!

平21-9

難易度 普

重要度 A

行政機関に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 行政庁とは、行政主体の意思を決定し、これを外部に表示する権限を有する行政機関をいう。
- イ 国家行政組織法には行政庁は独任制でなければならないとの規定があり、わが国には合議制の行政庁は存在しない。
- ウ 上級行政庁は下級行政庁に対して監視権や取消権などの指揮監督権を有するが、訓令権については認められていない。
- エ 行政庁がその権限の一部を他の行政機関に委任した場合であっても、権限の所在自体は、委任した行政庁から受任機関には移らない。
- オ 法定の事実の発生に基づいて、法律上当然に行政機関の間に代理関係の生ずる場合を、授權代理という。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

解説

ア **正しい** **行政庁**とは、行政主体の意思を決定し、これを外部に表示する権限を有する行政機関をいいます。 テキスト p.153

イ **誤り** 中立な行政が要求される場合や、慎重な判断をする必要がある場合は、複数の人間で構成される**合議制の行政庁が置かれることもあります**。例えば、公正取引委員会や教育委員会などです。 テキスト p.153

ウ **誤り** 上級行政機関は、指揮監督権に基づき、**監視権**（下級行政機関の事務の執行を調査すること）や**取消権**（下級行政機関の行った違法な行政活動の取消しを要求すること）のみならず、**訓令権**（下級行政機関の活動内容を指示すること）を行使することもできます。 テキスト p.155

エ **誤り** 行政庁がその権限の一部を他の行政機関に委任した場合、**権限の所在が委任した行政庁から受任機関に移ります**。 テキスト p.156

オ **誤り** 法定の事実の発生に基づいて、法律上当然に行政機関の間に代理関係の生ずる場合を、**法定代理**といいます。なお、授權代理とは、本来の権限を有する行政機関が他の行政機関に対して代理権を授与することによって代理関係が生じる場合のことです。 テキスト p.156

🔍

キーワード

行政機関

行政機関とは、行政主体に代わって実際に活動する人間のことです。行政機関は、①行政庁、②諮問機関、③参与機関、④監査機関、⑤執行機関、⑥補助機関の6種類に分類されます。

正解

1（アの一つ）